

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 齋藤 宙

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得、建設工事に係る入札心得書をご承知の上、ご参加下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 松山(5)61号建物屋外蒸気漏れ修理
- (2) 規 格 : 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 : 愛媛県松山市南梅本町乙115 陸上自衛隊松山駐屯地
- (4) 履行期限 : 令和5年6月30日(金)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 令和5年度防衛省競争参加資格の「管工事」C等級以上を有する者
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者で未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- (4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (6) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

- (1) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第358「会計隊契約班窓口において配布する。
令和5年4月6日（木）～令和5年4月19日（水）
- (2) 入札関係書類の受領時、防衛省競争参加資格審査結果通知書の写を提出すること。（FAX可）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会：実施しない。
- (2) 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊契約班
- (3) 入札日時：令和5年4月19日（水）午後01時30分

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。契約金額が150万円を超える場合は、公共工事履行保証証券による（瑕疵担保特約（2年間）を付したものに限る。）を付すものとする。この場合は保証金額は、請負代金の100分の3以上とする。

6 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：総 額
- (2) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切捨てるものとする。）
- (4) 入札書とともに、入札金額の内訳を記載した工事費内訳明細書（様式随意）を提出すること。工事費内訳明細書を提出しない場合、又は提出された工事費内訳明細書の内容に不備（入札金額と工事費内訳明細書の総額の著しい相違等）がある場合は、原則として当該入札を無効とする。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条項に違反した入札

8 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。

9 その他

- (1) 落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。再度入札の場合は、別途連絡する。
- (2) 電話・電報・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代理人で入札する場合は、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得、建設工事に係る入札心得書は、第358会計隊で閲覧できる。また、中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いします。
- (6) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒791-0245 愛媛県松山市南梅本町乙115

陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 契約班 担当：井上（いのうえ）

TEL 089-975-0911内線(558) FAX 089-975-0099(直通)
(仕様書等に関する事項)

陸上自衛隊松山駐屯地 業務隊管理科 担当：木村（きむら）

TEL 089-975-0911内線(515)

本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。



入 札 書

令和5年4月6日

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 齋藤 宙 殿

¥

- 1 履行期限 令和5年6月30日
- 2 履行場所 陸上自衛隊松山駐屯地
- 3 決定方法 総額決定
- 4 消費税を含まない。

上記入札条件及び入札（見積）・契約心得承諾の上入札します。

住所・名称・代表者名

印

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備考
松山（5）61号建物屋外蒸気漏れ修理	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の
え入札見積いたします。
また、当社（私、当団体）は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項に
ついて誓約します。

委任状

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第 358 会計隊長 齋藤 宙 殿

(住所)

私は、(氏名) _____ を代理人と定め

下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

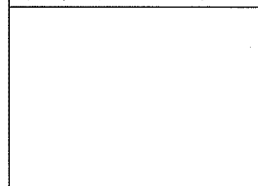
令和 5 年 4 月 1 9 日、陸上自衛隊松山駐屯地において実施される

「松山（5）6 1 号建物屋外蒸気漏れ補修」の契約に関する次の件

ただし、第 _____ 項を除く。

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金および契約保証金の納付・還付に関する件
- 4 各種証明書等の発行に関する件
- 5 その他契約に関する一切の件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者使用印鑑



令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所
社 名
代表者

印

市場価格調査書

令和 年 月 日

(住 所)

(会社名)

(氏 名)

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額(税抜)	備 考
松山(5)61号建物屋外蒸気漏れ補修	仕様書のとおり	ST	1			
工事費内訳明細書の添付(諸経費含む)						

【市場価格調査書の提出要領】

1 提出期限:令和5年4月17日(月)17時00分まで

2 提出方法:FAX送信

3 その他

(1) 調査価格は消費税抜き価格です。

(2) この市場価格調査にかかる工事費内訳明細書の添付をお願いします。

【担当部署】

陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 担当:井上

TEL:089-975-0911(内線558) FAX:089-975-0099

松山（5）61号建物 屋外蒸気漏れ修理

工事件名	松山（5）61号建物 屋外蒸気漏れ修理					図番	面号	1/3
業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕主任	管財			設計	
								
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科								

仕 様 書

1 工事件名：松山（５）６１号建物 屋外蒸気漏れ修理

2 工事場所：愛媛県松山市南梅本町乙１１５（陸上自衛隊松山駐屯地）

3 工事概要：６１号建物 屋外蒸気漏れ修理

4 一般事項

(1) 総 則

本作業は本仕様書によるほか、国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に基づき実施すること。

(2) 現場管理

ア 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守し、作業の円滑なる進捗を図ると共に、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施すること。

イ 請負者は施工にあたり、本仕様書あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うこと。

イ 請負者は施工にあたり、着工前・各工程・完成後及び監督官の指示する箇所をカラー撮影しＡ４版アルバムに整理し、１部提出すること。

ウ 駐屯地内の電気・水は原則使用できない。ただし、監督官が認めた場合、その使用料を全額負担するものとする。

エ 施工範囲以外の箇所に損傷を与えないように十分注意し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告すると共に、請負者の責任において、原形に復旧すること。

オ 撤去工事において発生材（金属屑）が生じた場合は、監督官の指示により、金属屑は監督官に 引継ぎぐこと。

カ 許可無く、施工場所及び指定された場所以外への立入りを禁ずるものとする。

キ 工事現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な措置を施すと共に請負者の責任において管理すること。

(3) 工事日報

請負者は、原則として工事期間中所定の様式による工事日報を、翌日１２時までに監督官に提出するものとする。

(4) 工事写真

請負者は施工にあたり、着工前・各工程・完成後及び監督官の指示する箇所をカラー撮影し、(社)公共建築協会「役務写真の撮り方（改訂第２版）」を参考にＡ４版アルバムに整理し、２部提出すること。

(5) 完成検査

工事完了の際は、所定の様式による竣工届２部を提出し、検査官の検査を受け、不合格の場合には、速やかに不備な箇所の手直しを行い再検査を受けるものとする。

(6) その他

使用する器材等については、すべて請負者において準備する。

(7) 請負者は施工にあたり、以下に示す書類の他、監督官の指示する書類を速やかに作成し提出すること。

ア．工程表(着工前)

イ．工事日誌(着工日から竣工日まで)

ウ．工事打合せ簿(必要都度)

エ．材料等搬入報告書(必要都度)

オ．現場代理人届(着工前)

カ．下請負者設定通知書(着工前)

キ．材料等承認願い[納入仕様書・承認図等](原則着工前)

ク．工事着工届(着工前)

ケ．工事竣工届(工事完了後速やかに)

コ．発生材調書(撤去工事完了後)

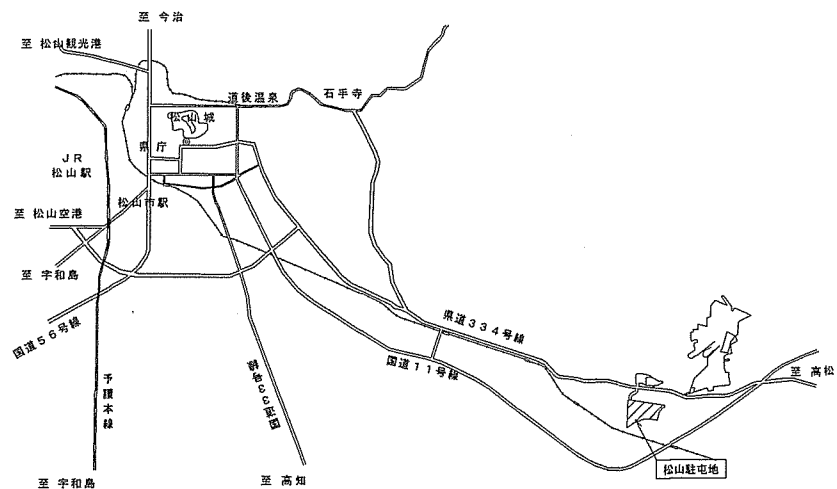
5 特記事項

(1) 本修理は溶接接合でおこなうこととする。

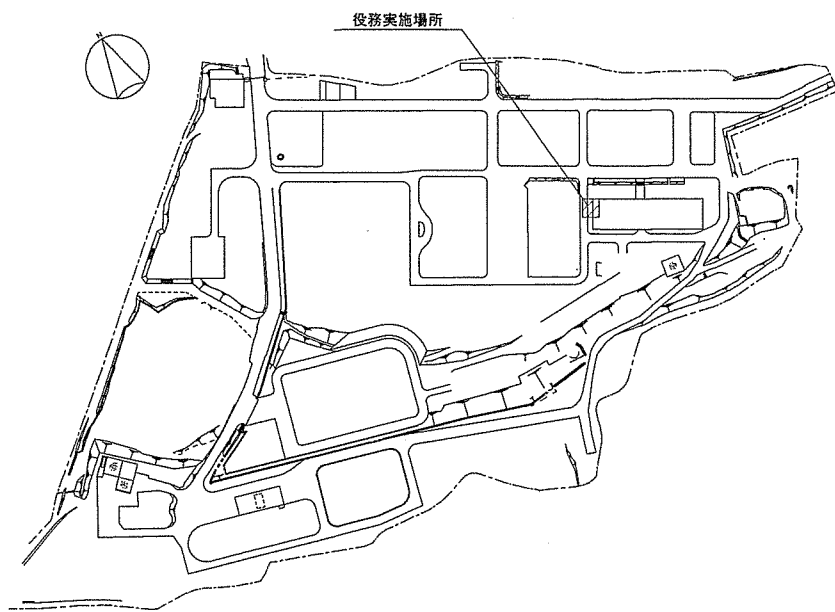
(2) 本修理で使用する消耗品等は業者負担とする。

(3) 配管補修後配管より漏れがないか確認すること。

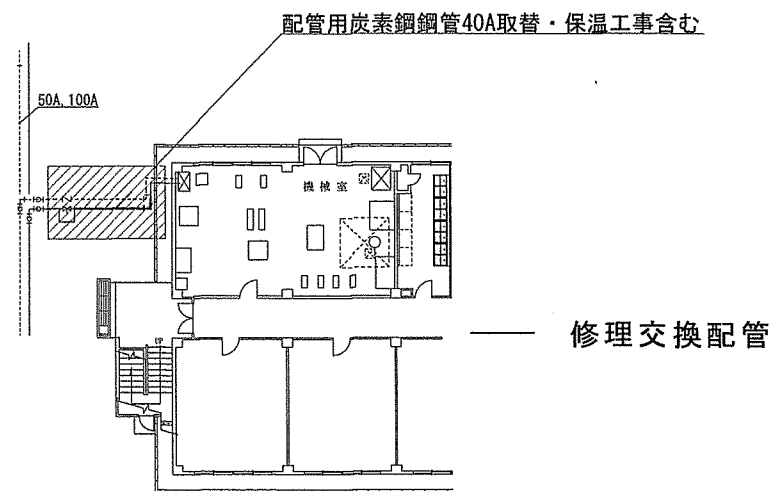
工事件名	松山（５）６１号建物 屋外蒸気漏れ修理		
図面名称	仕様書		
作成月日	令和５年４月４日	図面番号	2 / 3
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			



案内図 S=1:n



松山駐屯地配置図 S=1:2000



平面図 S=1:400

工事件名	松山(5)61号建物 屋外蒸気漏れ修理		
図面名称	案内図・配置図・1階平面図		
作成月日	令和5年4月4日	図面番号	3/3
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			